

日本聖公会京都教区審判廷 2008 年第四号申立

審判書

2009 年 11 月 16 日
日本聖公会京都教区主教座聖堂

日本聖公会京都教区審判廷 2008 年第四号申立

申立人	横浜教区	司祭 ヨハネ	鎌田 雄輝
	大阪教区	大阪聖ヨハネ教会	コンスタンチヌス 村岡 利幸
	東京教区	司祭 イマニュエル	木下 量熙
代理人	横浜教区	司祭 ヨハネ	鎌田 雄輝
	大阪教区	大阪聖ヨハネ教会	コンスタンチヌス 村岡 利幸
被申立人	京都教区	奈良基督教会	トマス 佐藤 公一
弁護人	京都教区	司祭 イザヤ	浦地 洪一

本件申立につき、以下の通り審判します。

主 文

- 1 本件申立を棄却します。
- 2 本件申立に要した費用は、申立人および被申立人が既に各自支出したものについては、それぞれの負担とします。本審判廷の事務諸経費 14,931 円については、申立人の負担とします。

事実および理由

1 経緯

本件は 2008 年 7 月 11 日付で申立があり、同年 9 月 10 日付で補正された申立が提出され、本審判廷では申立書の記載事項に不備があるとして申立却下の決定を 9 月 24 日付で行いました。申立人らはこれに対して同年 10 月 6 日付で管区小審判廷に不服申立を行い、管区小審判廷では 2009 年 3 月 3 日付で、京都教区審判廷の行った申立却下の決定を取り消し、京都教区審判廷に差し戻すとの審判がなされました。本審判廷としては、申立書の記載が不備であるとの昨年 9 月の判断に変わりありませんが、「差戻し」との判断を受けて本件の審理を行いました。

2 申立人の主張

1982 年から 1988 年まで複数の児童に対して性的虐待行為を行った原田文雄元牧師を相

手取って、被害者の一人であるAさんは2001年6月に損害賠償請求訴訟を起した。この裁判において被告弁護人であった被申立人は、加害の事実が明白であったにもかかわらずそれを否定し、また、被告である元牧師を説得して和解へと進むべきであったのに、和解と償いを拒む主張を行った。その上、医師の診断等の裏づけがないにも関わらず被害者である原告が精神病的症状、虚言癖、妄想癖であると誹謗中傷した。

これらは兄弟の交わりを著しく損なう行為であり、聖餐に預かる資格がないので被申立人に対する懲戒を求める。

3 判断

① 元牧師がAさんらに対して性的虐待行為を繰り返したことが被申立人には明白であったとの主張について

- a 元牧師が被害者家族に土下座して詫びたこと、また、元牧師による2通の謝罪の手紙の存在

これらの証拠が提出されているにもかかわらず、奈良地方裁判所は原告敗訴を申し渡しました。元牧師が複数の女性に性的虐待行為を行ったことは、京都教区の2005年9月から2007年11月までの調べによって明らかですが、2001年から2005年7月にかけての民事訴訟の経過の中で被告である元牧師は当該行為について一貫して否認しており、奈良地方裁判所もその時点で加害行為を認定していません。

- b 当該損害賠償請求訴訟で奈良地方裁判所の調書、及び同裁判所に提出された諸文書、申立人証拠第3、5、8、10、12、13、14、15、19号

これらの文書が提出されているにもかかわらず、奈良地方裁判所は元牧師の加害行為を認定していません。

- c 申立人証拠第18号、被申立人と申立人鎌田雄輝の面談録音

申立人は、本件と同時進行した日本聖公会京都教区審判廷2008年第三号申立の審理(以下、第三号申立という)の中で、当該録音の三箇所を指摘しています。第一の箇所について申立人は、「第三号申立被申立人がセクハラと言う言葉を使ったのは、単に言葉の誤用である」と当該証拠を説明する文書(以下、説明書といふ)に記載しています。また、申立人は説明書の中で、「小学生の子供に行なう強制わいせつ行為はセクハラとは言わず、わいせつ行為の程度に関わらず性的虐待と表現する。したがって、被申立人は子供に対するわいせつ行為があったことを明確に認識していた」と記載していますが、これらは被申立人が元牧師の行為を認識していたことを前提にして初めて成り立つ論理です。証明すべき事柄を前提にしていて、矛盾した論理と言わざるを得ません。

第二の箇所では、第三号申立被申立人の「二十数年前の行為が自殺と因果関係があるのか」(弁護士に相談した)との発言が証拠箇所として指摘されています。しかしこの録音箇所のすぐ後に、申立人は第三号申立被申立人に、第三号申立被申立人が二十数年前の行為と言っていることの内容を確かめており、それに対して第三号申立被申立人は、「当時元牧師はハグしたり、好きだといったことがあると言っていた」との趣旨の発言をしており、過去の行為がわいせつ行為であったとは言っていません。

第三の箇所は、元牧師が被害者等に宛てて書いた謝罪手紙について第三号申立被申立

人の、「このことを黙っていたことについては腹が立った。和解したほうがよいのではないかと思った」との発言を証拠として挙げていますが、第三号申立被申立人自身のこの発言当時の認識の内容には触れられていません。

よって元牧師の加害の事実が第三号申立被申立人に明白であって、第三号申立被申立人から相談を受けた本件被申立人にも明白であったとの申立人の主張には根拠がありません。なお、万一、元牧師の行為が第三号申立被申立人に明白であったとしても、第三号申立被申立人が本件被申立人にその認識の内容を伝えたことについての証拠は提出されていません。

② 被申立人が被害者である原告Aさんを誹謗中傷したとの主張について

a 申立人証拠第6号、奈良地方裁判所被告準備書面

申立人は、2ページの「想像で書いたか、捏造であるか、作者の意図はわからないが」という箇所が誹謗中傷の証拠に当たるとしていますが、この言葉自体が誹謗中傷に当たるとは本審判廷は判断しません。

b 申立人証拠第5号、大阪高等裁判所被控訴人準備書面

申立人は、(1)10ページの「これはむしろ控訴人の性的夢想(自慰行為が性癖となっていいる控訴人のあこがれの人である被控訴人の性行為を夢想していたもの)と考えると全てつじつまが合うのである」という箇所がそれに当たると主張しますが、これに先立つ奈良地方裁判所での審理に医師の診断書は既に提出されており、医師の診断等の裏づけがないにも関わらず誹謗中傷したという主張は当たりません。

また、申立人は、(3)4ページの小川医師の「平尾医師の本件診断の不十分さ」という文書が引用されている箇所で、「平尾医師の診断の第2の問題は、控訴人の「妄想・虚言癖」を安易に否定したことである」という箇所が誹謗中傷に当たると主張しますが、この箇所は医師の文書の引用であり、被申立人による誹謗中傷に当たるとする主張の根拠とはなりません。

よって、被申立人が被害者である原告Aさんを誹謗中傷したとの主張には根拠がありません。

③ 時効について

本件において申立人は、元牧師を被告とする民事裁判の2005年7月19日付最高裁判所判決の日付を持って時効の起算日としますが、被申立人が実際に裁判において弁論し、あるいは書類を提出したのは、上告の日までであり、この日は明らかに本件申立の日付より以前となります。よって本件に関し、懲戒に相当する事由があったとしても時効が成立していると本審判廷は判断します。

また、申立人は、申立人証拠第4号を本審判廷に提出して、Aさんが父親と連名で2001年4月に当時の京都教区主教に元牧師の退職を求める文書を提出したことを理由に時効の停止を主張しますが、この文書が審判申立書であるとするのであれば、本件と同時進行した日本聖公会京都教区審判廷2008年第一号申立、並びに同第二号申立の被申立人と2001年に懲戒を求められた者とは同一であり、申立人らはなぜ新たに元牧

師を被申立人とする申立を起こしたのか疑問です。なお、この文書は当時の教区主教にAさんと父親から痛々しい思いを込めて手渡されたものですが、審判申立書とは言い難く、当時の主教も審判申立が成されたという認識がありませんでした。

(4) 被害者家族の心情について

本件審理の中で、元牧師による性的虐待の被害者Aさんの父親が証人として、Aさん自身の心情、また家族としての心情を縷々語ってくださいました。中でも、「被申立人が民事裁判の中でAの精神鑑定を要求した時、Aは震え苦しみ、会社に行くのもやつとて、手首を切ったこともあった。ただでさえ苦しんでいたのに、それに追い討ちをかけるように裁判所から精神鑑定に関する通知があった。また、被申立人は信徒であるのに、被害者の声を聞こうともしなかった。控訴のとき、元牧師側が後から準備書面を出すから不利だとAに言ったが、Aは自分で手続きを懸命にして控訴し、裁判にかける精神力はすごかった。被申立人は弁護士として依頼者を守るのは当然だが、教会人として素直な裁判をしてほしかった」と語られたその心の痛みは、私たちの想像をはるかに超えたものです。

本審判廷は本件につき主文の通り棄却を申し渡しますが、本件被申立人は、上記、Aさんの父親の思いを受けて、Aさん並びにその家族の心の傷のいやしのため祈り、直接対話をを行うことを勧告します。

教主降生 2009年11月16日

日本聖公会京都教区審判廷

審判長 主教 ステパン 高地

審判員 司祭 バルトマイ・ヨハネス

審判員 マリア 吉田 淳子

審判員 フランシス 小林 敬也

審判員 サラ 大杉 紀美子

原本と相違ないことを証明します。

2009年 11月 16日

日本聖公会京都教区審判廷審判長

主教 ステパン 高地 敬也 印